

7 消安第 707 号  
令和 7 年 5 月 7 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を  
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、  
農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項について  
は、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明  
らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部を改正  
し、ランピースキン病を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 4 条  
第 1 項に規定する届出伝染病の種類から削るための省令改正について  
（概要は別紙のとおり）



(別紙)

ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について (案)

1 経緯

同日付け 7 消安第 701 号にて諮問する「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条の疾病の種類として指定することについて」に記載のとおり。

2 改正の内容

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正し、ランピースキン病を届出伝染病の種類から削る。